

UR 都市機構からのお願い





以下の手続きをされる際には、事前に UR 都市機構気仙沼事務所までご相談ください。

- 地区内で建築行為等をする場合
 - ・建築確認申請前に“土地区画整理法第 76 条”の許可が必要となります。
- 各種証明書の発行手続きが必要な場合
 - ・仮換地指定証明書（仮換地指定後に発行可）…金融機関融資など
 - ・底地証明書（仮換地指定後に発行可）…土地区画整理法第 76 条申請、建物表示登記申請など
 - ・区域内証明書（常時発行可）…金融機関融資など
- 地区内の土地の所有権移転または所有者の住所変更を行った場合
 - ・所有権移転登記等が完了後、機構への届出が必要となります。
- 地区内の土地の分筆を行う場合
 - ・法務局への申請を行う際には、必ず事前に機構へご相談ください。
- 相続登記を行う必要が生じた場合
 - ・相続届出書に相続を証する書面（相続関係説明図、戸籍・除籍謄本等）を添付して提出してください。また相続人が複数入る場合は、代表者選任届を合わせて提出してください。

各種証明関係担当者：松石、臼井、大橋、菊地
お問い合わせ先：0226-21-5253（UR 都市機構）

工事の進捗状況について

工事の進捗状況（平成 27 年 9 月末時点）は次のとおりです。

基礎撤去	地盤改良	搬入土	盛土
			
93%	42%	46%	27%

なお、毎月の工事進捗状況は当事業ホームページ <http://dream.kesenuma.com/> にも掲載しております。

ご意見・お問い合わせはこちらまでお願いします。

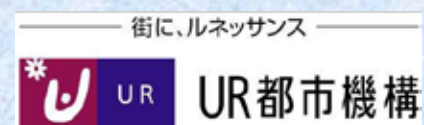
（事業受託者）

独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）
宮城・福島震災復興支援本部 気仙沼復興支援事務所
〒988-0066 宮城県気仙沼市東新城 3-10-3
TEL：0226-23-4001 FAX：0226-22-8651

（事業施行者）

気仙沼市 建設部 都市計画課 土地区画整理室
〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町 1-1-1
TEL：0226-22-3416（直通）

※掲載記事について無断転載などはおやめください。



南気仙沼地区復興区画整理事業だより

～南気仙沼ルネッサンス～



第2回 事業者等エントリー制度のお知らせ

「事業者等エントリー制度」への新たな土地の登録や、用地引合わせ申出の受付を開始します。これまで、エントリー制度にご登録いただいている土地は今回も引き続き登録いたしますが、“契約が成立した土地”、“すでに事務局へ登録の取り下げを連絡いただいた土地”は除きます。今後のスケジュールは下記のとおりです。

詳しい内容は、同封の「第2回 鹿折、南気仙沼地区復興まちづくり事業者等エントリー制度」パンフレットをご覧ください。

■平成 27 年 11 月 4 日（水）より 土地所有者からの用地登録を開始します。
〔手続きが必要な方は次のとおりです〕

- ① 新規で土地を登録される方
- ② 以前の登録内容を変更する方
- ③ 登録を取り下げる方

※左記の土地の登録や変更、取り下げ等の手続きに必要な様式を同封しております。必要に応じてご利用ください。

■平成 27 年 12 月 14 日（月）より 事業者等からの引合わせ申出を受け付けます。

事業概要リーフレット発行のお知らせ

南気仙沼地区の被災市街地復興土地区画整理事業の概要を記載したリーフレットを作成しました。同封いたしましたので、ぜひご覧ください。

なお、気仙沼市都市計画課、UR 都市機構気仙沼事務所、まちづくり情報館においても配布しております。

※同じように、鹿折地区のリーフレットも作成しております。

